



10月1日から電子契約を導入します

契約手続における業務の効率化と利便性の向上を図るため、これまで紙で取り交わしていた契約書に代わり、インターネット上で契約を締結する「電子契約」を導入し、10月1日から運用を開始します。

発注者及び受注者の双方合意による電子化した契約書に、タイムスタンプ及び電子署名を付与することにより、クラウド上での契約締結が可能となります。

■対象

建設工事、建設コンサルタント業務、物品購入及び役務の提供等で受注者が電子契約を希望する契約

■見込まれる効果

- ・印刷製本、提出に要する時間短縮、交通費・郵便代等の削減
- ・インターネット及びメールを利用できる環境があれば、時間、場所に関係なく利用可能
- ・契約書に貼付する印紙代が不要

■利用サービス

電子印鑑GMOサイン

問合せ	総務部検査管財課 担当：早川（はやかわ） 052-603-2211、0562-33-1111（内線 213）
-----	--